

岩手県告示第26号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川津谷川水系に係る河川整備基本方針を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び県南広域振興局土木部千厩土木センター並びに一関市役所に備えておいて縦覧に供する。

平成28年1月8日

岩手県知事 達 増 拓 也